

平成29年10月25日

第 104 回 遠野市農業委員会総会議事録

第104回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年10月13日
告示番号 遠野市農業委員会告示第12号
会議年月日 平成29年10月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 2番 似田貝順一、3番 鈴木重徳、4番 佐々木義弘、6番 萩野一、
7番 佐々木恵美子、10番 奥友康悦、11番 菊池妙子、13番 鬼原壽一、
14番 佐々木敦緒、15番 佐々木幸悦、17番 北湯口進、19番 小向幸子、
20番 鳥屋部静夫、21番 佐藤芳夫、22番 新田佐悦、23番 田中ナオ子、
24番 濱田平八郎、25番 綱木秀治、26番 多田和敏、27番 古屋敷徳夫、
28番 白岩正義、29番 菊池康祝、30番 千葉勝義、31番 佐々木誠一
欠席委員 1番 菅原一雄、5番 奥寺晴夫、8番 阿部儀信、9番 菊池友吾、
12番 山崎登久昭、16番 菊池由雄、18番 阿部正嗣

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩
事務局次長兼農業振興係長 菊池今英
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第104回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の
報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
家族経営協定推進アドバイザーの選任について
議案第40号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第41号 遠野市農地移動適正化幹旋事業実施要領に基づくあっせん委
員の指名について
議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第45号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第46号 遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定に
ついて
議案第47号 遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の制定につい
て
協議第1号 農地利用最適化推進委員募集要項(案)について
協議第2号 平成29年度全国農業新聞後期普及推進計画について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>本日はお忙しい中お集まりをいただき、ありがとうございます。ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を、20番 鳥屋部静夫委員にお願いします。</p>
委	員	<p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は、22名であります。定足数に達しましたので、第104回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。1番、菅原一雄委員、5番、奥寺晴夫委員、8番、阿部儀信委員、9番、菊池友吾委員、12番、山崎登久昭委員、16番、菊池由雄委員、18番、阿部正嗣委員の7名からは欠席の届出があり、17番、北湯口進委員、19番、小向幸子委員からは遅れる旨の届出があります。これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づいて説明いたします。 10月2日、新会長着任・訓辞及び市内関係機関・団体挨拶まわり。 10月4日、平成29年度第3回上閉伊地方農業委員会連絡会。 10月10日、岩手県農業会議挨拶まわり。 10月16日、遠野市長及び市議会補欠選挙当選証書交付式。 10月20日、農業委員会等に関する法律改正に係る農業委員選出等の説明会。これは各支部長の方々に本庁舎3階において説明したということでございます。 以上でございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務 局 長	<p>それでは、お手元に配布しております遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づきまして報告をいたします。 9月28日、女性農業者「農地・農業に関する勉強会」を開催してございます。 10月1日、市制施行12周年記念功労者表彰式でございます。委員さんの方にご案内がございまして出席していただいております。 10月3日、地域農業マスタープラン土淵地区検討会、土淵地区の委員さんが出席しております。 10月4日、同じく地域農業マスタープラン上郷地区検討会、上郷地区の委員に出席していただいております。 10月7日、東京都武蔵野市農業委員会研修視察でございます。武蔵野市農業委員会の委員さん方が、事務局職員も併せて16名視察に訪れまして、当方の対応といたしましては運営委員が、会長以下5名出席いたしました。会議室で意見交換、研修等した後、現地に出向きまして、青笹の菜の花を作付けした農地と土淵町のエゴマ栽培の農地にご案内をいたしました。 10月10日、農地法等申請締切日でございます。 10月16日、農地転用等現地確認調査でございまして、本日提案している案件の事前確認調査でございます。 10月23日が平成29年度第6回運営委員会の予定でありましたが、台風の影響で24日に延期されたところでもあります。本日の総会における重要案件につきまして運営委員会で議論したところでもあります。 同じく10月24日、第9回遠野市農林水産振興大会地区協議会。9地区、全地区で開催しまして、委員さんに出席をいただいております。 そして本日、第104回遠野市農業委員会総会。終了後に遠野東工業団地拡張整備事業説明会の予定でございます。 10月26日以降の主な行事予定でございます。</p>

	<p>10月31日、平成29年度上閉伊地方農業委員研修会が大槌町で開催される予定です。</p> <p>11月1日から2日、岩手県都市農業委員会会長会先進地視察研修会。今年度は青森で開催され、会長が出席する予定でございます。</p> <p>11月10日、平成29年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催されます。</p> <p>同じく11月10日、農地法等申請締切日でございます。</p> <p>11月15日、農地転用等現地確認調査の予定です。</p> <p>11月17日から19日、遠野市農業委員会県外研修で、本年度は熊本県菊池市に、運営委員始め4名で赴きます。</p> <p>11月24日、第105回遠野市農業委員会総会でございます。そして、9月に開催予定でありました第1回農業委員会研修会を開催する予定でございます。</p> <p>11月28日、第9回遠野市農林水産振興大会が開催される予定でございます。</p> <p>11月28日から12月8日、平成29年12月遠野市議会定例会でございます。</p> <p>以下、11月29日から30日でございますが、農業者年金加入推進セミナー及び全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催されますが、会長が出席する予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【報告】</p> <p>次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分したので、その内容を事務局長から報告します。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号について説明いたします。議案書1ページ、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、相続によって変更取得された1名の方からの届出でございます。本案件につきましても、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定によりまして、別紙報告第1号のとおり会長が専決処分し、届出者に受理通知書を交付いたしましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>2ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告いたします。</p> <p>番号1番、農業経営基盤強化促進法による一部解約です。議案第40号番号4番と関連し、所有権移転許可申請が提出されているものでございます。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>次に、議案審議に先立ち、注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは、配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p>

		<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長		<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に 21 番、佐藤芳夫委員、22 番、新田佐悦委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長		<p>3 ページです。第 104 回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第 3 条、今月計 6 件、面積 13,194 m²。</p> <p>利用集積、今月計 1 件、面積 1,900 m²。</p> <p>法第 4 条、今月計 1 件、面積 369 m²。</p> <p>法第 5 条、今月計 9 件、面積 33,048.96 m²。</p> <p>適用外、今月計 2 件、面積 601 m²。</p> <p>法第 18 条第 6 項、今月計 1 件、面積 2,103 m²。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長		<p>【日程第 2】</p> <p>次に、日程第 2、家族経営協定推進アドバイザーの選任について、であります。この件について、家族経営協定推進アドバイザー設置要綱では、各町から 1 名、総会で選出することとなっており、上郷町から選出されておりました私が、平成 29 年 9 月 25 日開催の第 103 回遠野市農業委員会総会において会長に選任されたことに伴い、本来であればその場で新しい家族経営協定推進アドバイザーを選任すべきでありましたけれど、本日のこの場で選任いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長		<p>ご異議なしと認め、会議を休憩して上郷町委員で話し合いを行い、家族経営協定推進アドバイザーを選出してください。それでは暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長		<p>会議を再開します。それでは、新しく上郷町から選出された家族経営協定推進アドバイザーの名前を私の方から読み上げたいと思います。菊池妙子委員でございます。菊池妙子委員を上郷町の新たな家族経営協定推進アドバイザーに選任することでご異議ありませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長		<p>それでは、菊池妙子委員を家族経営協定推進アドバイザーに選任することとします。菊池妙子委員には、後ほど委嘱状を交付いたします。</p>
議 長		<p>【日程第 3】</p> <p>日程第 3、議案第 40 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長		<p>5 ページでございます。議案第 40 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、後継者である子への生前贈与でございます。</p> <p>番号 2 番、譲受人は現在借家住まいであり一戸建て住宅と合わせて新規就農により農地を譲り受けるものであります。売買価格は記載のとおりとなっております。</p>

	<p>番号3番、規模拡大のため譲受人の居宅に隣接した農地を譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号4番、譲受人は新規就農により居宅に隣接した農地を譲り受けるものであります。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号5番、規模拡大のため譲受人の居宅に隣接した農地を譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号6番、譲受人は長年にわたり当申請地を耕作しており、今回、譲受人と譲渡人のお互いの合意によりまして贈与により譲り渡すものです。</p> <p>以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	では先に●●地区担当委員お願いします。
24 番委員	<p>24番です。議案書2番3番について現地を確認しました。14日、地元委員2名事務局2名で確認してまいりました。</p> <p>2番につきましては、■■■■■■■■■■より北側1キロほどの場所でございます。3番については、■■■■■■■■の隣接地区でございまして、何ら問題ないということで確認をしてきました。以上です。</p>
議 長	次に、●●地区担当委員お願いします。
29 番委員	29番です。4番の説明をします。譲渡人は36歳ですけれども、家族が全員亡くなって農業もしないということで、農家ではありません。それで向かいに住宅がある譲受人がやるということで、今回売り渡すということになりました。何も問題なく順調に進んでおります。皆さんの判断をお願いします。
議 長	次に、●●●地区担当委員お願いします。
30 番委員	30番、千葉です。5番6番の案件ですけれども、16日、事務局2名と私の3名で現地を確認してきました。その結果、何ら問題ないものと判断してございます。内容については事務局が説明したとおりです。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。
14 番委員	14番です。2点質問させていただきます。1番は生前贈与ということですが、この方は花巻市の方ですから、通勤農業ということでしょうか。
農地係長	お答えいたします。申請書の提出があったときに確認しましたが、通いながら耕作するということでしたけれど、申請の農地は牧草ということで、近くの方にもお手伝いいただきながら耕作していくということです。
14 番委員	14番です。関連しますが、譲り受けるということは耕作が絶対条件になっていますけれども、牧草だと。この方は畜産もやっているわけじゃなくて、通勤ですから、牧草は他の人に譲り渡すということなのではないでしょうか。
農地係長	畜産農家の方に譲り渡すということでお伺いしております。
14 番委員	お伺いをするというよりも営農計画は義務でありますから、事務局で確認はしたのでしょうか。牧草ということは遊休化したときに問題になるのですよ。このケースをもう一度当局に。

農地係長	申請書の方にも、営農計画で、牧草をお手伝いしてもらいながら経営していくということでしか確認しておりませんでしたけれども、そこは許可になりましたら再度確認させていただきたいと思います。
14番委員	許可後に確認というのはあり得ないですよ。それを判断する委員ですから。今後はきちんと営農計画でその牧草がどうなるかということを確認した上で受理するということが大事だと思いますが。もう一度確認いたします。
農地係長	そのようにいたします。
14番委員	14番です。6番について質問させていただきますが、贈与ということですが、79歳の方が80歳の方に規模拡大のため譲り渡すということですが、80歳の方がこれから規模拡大して営農活動していくということでもよろしいのですか。それとも、この方には後継者がおられて総出で活動されていかれるとか、どういう形で。
農地係長	今回譲り受ける方が80歳で、旦那さんとの高齢世帯です。譲り渡す方も79歳で労力不足ということで、表現的には規模拡大というようになっておりますけれども、長年譲受人が農地を借りて耕作しているということで、以前から譲るという話をしていたということですが、手続きをされていなかったと。今回手続きの申請がありました。
14番委員	了解しました。
議長	他はないでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第4】 次に、日程第4、議案第41号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実地要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局お願いします。
農地係長	6ページです。議案第41号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてご説明いたします。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について、意見を求めるものでございます。あっせん委員といたしましては、菊池康祝委員、鬼原壽一委員の2名で上程してございます。あっせんの申出人及び物件につきましては記載のとおりとなっております。売渡しの申出がありまして、同要領に基づいてのあっせん委員につきましてご意見をお伺いするものでございます。ご審議よろしく申し上げます。
議長	説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 5】</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 42 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>7 ページでございます。議案第 42 号、農用地利用集積計画の決定について説明いたします。遠野市長より遠野市農地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 1 件でございます。</p> <p>番号 1 番、更新で、契約期間 6 年 2 カ月の使用貸借権設定でございます。申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また事業の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において条件を満たしていること各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
14 番委員		<p>14 番です。要件の設定であります、確か所得が 490 万なはずですけども、それはどうなっているのでしょうか。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>再開します。事務局。</p>
事務局次長		<p>はい、お答えします。細かい所得額は分かりかねますが、認定農業者ですので 490 万は超えているものと判断いたしました。</p>
14 番委員		<p>認定農業者は 5 年計画で、5 年後までに 490 万になりますという計画で認定されていると承知しています。この方については、米と畜産で、490 万に到達するかはまだ目標段階じゃないかなと思っていますけれども、それで質問したのですが。まだ細かい数字は分からないということで理解しました。</p>
議	長	<p>よろしいでしょうか。</p>
14 番委員		<p>はい。</p>
議	長	<p>他は、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 42 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議	長	<p>【日程第6】 続いて、日程第6、議案第43号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>8ページでございます。議案第43号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、農業用倉庫の建築を目的とする農業用施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は農業用資材の保管倉庫が必要となったため建築しようとするものであり、現在の畜舎及び小屋などに隣接しているため当申請地を適地としたものであり、農地法施行規則に規定する農業用施設に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確保しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。</p>
29番委員		<p>29番です。地元委員4名と事務局2名で現地確認いたしました。昨年住宅を建築して、その前に農業用倉庫を建てたいということでありました。先日遺跡の調査も終わりました、何ら問題ないということでありました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第7】 続いて、日程第7、議案第44号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>9ページでございます。議案第44号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、2番は同一事業であり、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は現在の住まいが奥地で日常生活に不便を感じており、長男が来春に小学校に入学することもあり、市道に接し交通の利便性が良いことと●●●●●●●●とも近いことから当申請地を適地として申請し住宅を建築しようとするものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、融資事前審査書を確保しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>9ページ番号3番から10ページ番号9番まで、東北横断自動車道釜石秋田線、遠野住田間高規格道路定時工事に伴う発生土の仮置場を目的とするその他の施設用地とし</p>

	<p>て一時転用しようとするものです。申請地は番号3番が農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地。番号4番から番号9番までが農業振興地域内の農用地となっております。申請者は工事の安全性を確保しながら施行工程の円滑な進捗を図るため、工事に伴う発生土仮置場として現場と近接している当申請地を適地として選定したものであり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。なお一時転用後は農地に復元いたします。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上9件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。</p>
24 番 委 員	<p>24番です。1番、2番についてですが、16日に事務局2名と委員2名で現地確認しております。譲受人は同一人物。場所については事務局から説明がありましたが、■■■■から東側1キロメートルぐらいのところでありまして、周辺につきましては住宅地になっておりまして何ら問題ないということで見えておりました。以上です。</p>
議 長	<p>次に●●地区担当委員をお願いします。</p>
29 番 委 員	<p>29番です。3番から9番についてご報告いたします。16日に地元委員4名と事務局2名で現地確認しました。3番は元ポップ畑、他は全部水田転作されている場所ということで、範囲は●●から●●●の■■■■■■■■■■の予定地のところまで点々としておりますが、土砂の置場ということでありまして、地権者共々何の問題もないと伺っております。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
14 番 委 員	<p>14番。一時転用で、許可については何ら問題ないように思いましたが、3番から9番の件。事務局の説明では転用後は現状に復旧するということですが、土地番号が続いている形でありまして、終わった後現状復旧するときに2枚を1枚にするとか3枚を1枚にするとかということが計画されているのかというのが1点。復旧するときに納土はストックしておいてそれを戻すという計画になっているのか、それが2点目。</p>
農 地 係 長	<p>お答えいたします。復旧する際に2枚を1枚にするということまでは確認してはおりませんが、復旧する際にそういったことになれば現状変更届が必要になります。それから仮置場につきましては、申請地の端の方に一時置いておきまして復旧する際に戻す計画になっております。</p>
14 番 委 員	<p>関連しますが、問題は現況変更届けが必要になるわけですね。当初申請されたときにおいて、チェックするときに、2枚が1枚になるとかの確認は必要かと思えます。</p>
29 番 委 員	<p>29番です。●●の部分においては残土の量がすごく多いということで、もし地権者等の話し合いで、2枚を1枚にするというようなことは、もう少し期間が必要だということでもあります。</p>
14 番 委 員	<p>分かりました。私もそういう所を危惧して質問したわけでありまして。受け取る場合においてそういう計画があるのであれば、当然残土がありますから、1枚にしたほうが当然効率も良いわけですから。そういうチェックが必要だったなと感じました。</p>
農 地 係 長	<p>そこは確認させていただきたいと思えます。</p>

議 長	他はございませんか。
3 番 委 員	2 番の件で質問します。3.96 m ² という面積ですが、これは大きい田の中のこれくらいの面積なのか、元々このくらいしかないところを贈与するのか、現状は田なのかそれとも適用外のところなのか、そういったところを確認したいと思います。
農 地 係 長	お答えいたします。面積につきましてはこの部分を使用するということではなくて現在休耕という形になっているところで、譲渡人の方がもう利用できないということで贈与という話でした。
3 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	他はないですか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 44 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 8】 続いて、日程第 8、議案第 45 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	11 ページでございます。議案第 45 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、昭和 52 年ごろから隣接の土地にあった建物と合わせて宅地として利用するため造成し現在に至るものです。今回当申請地の売却を検討し土地を調査したところ判明したものであり、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものであります。 番号 2 番、昭和 51 年ごろから居宅、物置の建築、居宅への取り付け等を整備し、現在に至るものです。居宅の建て替えを検討し敷地等を調査したところ、一部が農地であることが判明したものであり、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものであります。 以上 2 件、ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。
24 番 委 員	24 番です。1 番の案件でございますけれども、10 月 16 日に委員 2 名と事務局 2 名で現地を確認いたしました。場所は■■■■より北側に■■■■がございましてけれどもその場所です。周りは住宅地となっております。事務局が説明したとおりで何ら問題はないと確認しました。以上です。
議 長	続いて●●地区担当委員をお願いします。

26 番委員	26 番です。16 日に委員と事務局 4 名で現地確認しました。場所につきましては、先ほど事務局が説明したとおり、農地法適用外として利用されていますのでそれを確認してきました。以上です。
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 45 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 9】 続いて、日程第 9、議案第 46 号、「遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局 長	<p>議案第 46 号、12 ページです。遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定についてです。農業委員会法改正に伴いまして、遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則を別紙のとおり制定いたしますので、ご審議方よろしくお願いたします。平成 29 年 10 月 25 日、遠野市農業委員会会長。内容でございますが、別紙をお配りしております。</p> <p>趣旨、第 1 条、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行規則に定めるもののほか、農地利用最適化推進委員の選任の手続き等に関し必要な事項を定めるものとします。</p> <p>推進委員の担当する区域等ですが、第 2 条に規定してございます。遠野地区から鱒沢地区までその定数を、定数条例に基づいて 9 月定例市議会で議決をいただきましたが、26 名ということで規定しているところでございます。</p> <p>推薦及び応募の資格でございます。法第 19 条第 1 項で推薦を受けることのできる者又は応募することができる者の規定を設けているものでございます。(1) 原則として市内に住所を有する者、(2) 市の一般職の職員でない者、(3) 満 20 歳以上である者。</p> <p>推薦及び募集の期間等、第 4 条で定めているとおりです。期間はおおむね 30 日間とする。2 項として、農業委員会は推進委員の推薦の求め及び募集等について、次に掲げる方法により周知する、として (1) から (4) まで定めてございます。</p> <p>推薦及び募集の手続きについて。書類について定めております。農業委員会に提出するものです。</p> <p>推薦を受けた者等に関する情報の公表についてです。第 6 条にて規定しているものですが、市ホームページ等において公表します。</p> <p>推薦委員の候補者の選考。推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が遠野市農業委員会委員等定数条例第 3 条に規定する委員の定数を超えた場合、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会、議案第 47 号で説明いたしますが、に候補者の選考を求めると規定しております。</p> <p>推進委員の委嘱につきましては、第 8 条で、農業委員会は選考委員会の報告を受け推進委員の候補者を決定し、当該候補者について推進委員に委嘱する、と規定してございます。</p> <p>推進委員の補充です。推進委員に罷免、失職、辞任等により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きにより速やかに推進委員の補充に努めなければならないと規定されています。</p> <p>裏面ですが、補則第 10 条、規定してございます。</p> <p>なお、附則としてこの規則は公布の日から施行するということでございます。</p>

	<p>なお、これに係る様式、第1号、第2号、第3号につきまして、それぞれ添付してご ざいますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
14 番 委 員	<p>農業委員会に関する法律等改正によって、条例案は先般の9月定例議会で議決され たところではありますが、規則につきましては決裁事項でありますから、提案されてきた わけでありませぬけれども。組織検討委員会委員長がいらっしゃいます、組織検討会か ら上がって総会に決されている内容と若干違っているとのことですが、それは どういうことでしょうか。</p>
事 務 局 長	<p>組織検討会での内容については市長部局の方に提出をしてございます。その市長部 局の方で規則を制定する際に、法規担当の総務課と協議いたしまして、他市町村との比 較等からもこのような内容に改められたという形です。若干、変更等ございます。</p>
14 番 委 員	<p>議長はどうお考えですか。決裁はなされたのですか。私は会長の時点で決裁した覚え はございませんが。</p>
議 長	<p>私の方では、総務課が先行するということでしたので、そちらの考えに添う方がベスト かなと考えましたが。</p>
17 番 委 員	<p>前回にも申し上げた覚えがあるのですけれども、提案したことに対して市当局の方 でそれを変えてきた場合に、農業委員会の方でいったん預かって再協議をする必要が あると思います。前回の条例案のときにもお話した覚えがあるのですけれども。それ についてはいかがですか。</p>
議 長	<p>事務局の方から説明を受けましたが、その中で、内容についてはいまだ定まらない点 が多々ありました。総務の方で見て総会までには挙げるということでしたから、私とし ては、総務から上がってきたものに対しては断るとするのは申し上げづらいなという 思いでした。農業委員会ではそれに従ったということでした。</p>
17 番 委 員	<p>総務の意見をそのまま受けるのではなくて、農業委員会は独自の組織ですから、当然 その中で新しいものを考えていく、作っていくときには必ず議論をして調整をしながら やっていくものだと私は考えているのですが。検討委員会が検討して当局に上げた、 当局でこれは不都合だと判断した、その状態でまた検討委員会を通すべきだと考えて います。それができないのなら検討委員会は解散しましょう。そういうことです。</p>
議 長	<p>おっしゃる意味はよく分かります。案が上がってくるのに時間に余裕がない状態で 上がってきました。私としても、農業委員会としてもそれを議論する時間がほとんどな くて、協議して検討委員会の方に上げて、というのが本当のところだというのはよく分 かりますが。内容的に訂正になって来たという現状ではありました。</p>
14 番 委 員	<p>言い訳を聞きたくて言っているのではなくて、局長はよくお分りのとおり、農業委 員会は独立した行政機関でありまして、たとえ市長であったとしても市長部局は口出 しできないことになっております。これを今組織検討委員会でやっているわけです から、総務から上がってきたからなんてとんでもない話です。事務局ができなかった から、できなかつたら総務に頼むわけですか。その部分です。それと、同じ過ち、私が会 長のときにも条例案がぎりぎり、2日前で来ているわけですよ。皆さんに説明する時 間もない。同じことをやっているわけですよ。反省がないのですか。</p>
事 務 局 長	<p>今回の規則制定については、農業委員会と市長部局と、やはり整合性がないといけな いということで。総務の方にどういう内容かと一応見てもらいまして、その内容につい</p>

	<p>て昨日運営委員会を開きました。この内容については総務の方の素案のままでございます。今回の総会で上程して承認をいただかなければ、これからの最適化推進委員の募集期間もないということですから、昨日の運営委員会でも様々なご意見を頂戴いたしました。総務の方で調整した案に基づいて規則の調整を、ということで今回の総会で提案ということでございます。</p>
14 番 委 員	議長、休憩をお願いします。
議 長	はい、休憩します。
	(休憩)
議 長	再開いたします。それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 46 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<p>【日程第 10】</p> <p>続いて、日程第 10、議案第 47 号、「遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の制定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第 47 号、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則の制定について。遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則を別紙のとおり制定しますので、ご審議方よろしく願いいたします。平成 29 年 10 月 25 日提出。お手元に遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則(案)をお渡ししております。それに基づきましてご説明いたします。</p> <p>設置につきましては第 1 条でございます。遠野市農地利用最適化推進委員の候補者を選考するため、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会を設置する。</p> <p>所掌事務、第 2 条といたしまして、委員会は候補者の選考を行い農業委員会に報告する。委員会は、前項の選考に当たり、候補者の活動歴等を審査し、必要に応じて候補者の面接等を行う。</p> <p>選考委員につきましては第 3 条で規定するものでございます。次に掲げる者を農業委員会が委嘱し、又は任命する。(1) 岩手県中央農業改良普及センター遠野普及サブセンター所長、(2) 花巻農業協同組合遠野統括部長、(3) 農業委員会会長職務代理者、(4) 農業委員会農地専門委員会委員長、(5) 農業委員会農政専門委員会委員長、(6) 農業委員会組織検討会委員長。2 項といたしまして、選考委員の任期は農業委員の任期終了日までとし再任を妨げない。ただし、補欠の選考委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>委員長及び副委員長、第 4 条に定めております。委員長に岩手県中央農業普及センター遠野普及サブセンター所長を、副委員長には農業委員会会長職務代理者をもって充てる。委員長は会務を総理し委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。</p> <p>会議、第 5 条に規定しております。委員会の会議は委員長が招集し議長となる。2 項、会議は選考委員の過半数が出席しなければ開くことができない。3 項、会議の議事は出席した選考委員の過半数で決し可否同数のときは委員長の決するところによる。4 項、委員長は会議において必要があると認めるときは選考委員以外の者に出席を求め説明若しくは意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。5 項、委員長は会議録を作成し一般の縦覧に供しなければならない。</p> <p>秘密保持、第 6 条。選考委員は委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>庶務については第 7 条に、委員会の庶務は事務局において処理する、と規定されております。</p>

	<p>委任につきまして、第8条、この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するとあります。</p> <p>以上、ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
14 番 委 員	<p>14 番ですが、これも組織検討会又は総会での内容と違ってはいますが、1つに除籍、つまり自分又は自分と密接な関係にある人が挙がってくる可能性があります。そのときに議事参与規定と同じように審議から退席してもらおうとか、又は議事録をつけるとか、会議の公開というものがあつたわけですが、非公開で全部やって議事録をつけないということですか。どういうことなのでしょう。</p>
事 務 局 長	<p>これは総務の方で、各市町村の事例を見てみると、非公開ではなく公開されている市町村が多いということでございます。委任事項にもございますが、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるとありまして、審査基準等、別に要綱等で定める市町村が多いということで、原則として公開としている市町村が多い中で委員長の判断でというのがベストだと協議したところでございます。</p>
14 番 委 員	<p>協議をしたと言っていますが、今初めて一方的に出てきたなど。協議したのであれば必ず組織検討会又は総会に返されるべきだと。事務局からはそういう市町村が多いという説明でしたが、色々な市町村の事例を見てきましたが、これは●●●の素案が元になっております。それを元に作り上げました。なぜ駄目なのでしょう。</p>
事 務 局 長	<p>駄目だということではございません。協議したというのは何日間か掛けて協議をしたというのではなくて、非公開の例がないのでどうだろうかと若干話をしたというようなことです。</p>
14 番 委 員	<p>再度ですけれども、考え方が違うのではないのでしょうか。私は疑問を持ちます。これは局長決裁をして総会にかけていましたよね。自分が作ったものですよ。それなら総務に言われたのではなくてその意思を通さなければならぬと思いますけれども。人を悪者にするのではなくて自分で責任を持って下さい。</p>
事 務 局 長	<p>私もあまり法規に詳しくないので。調べてもその部分が解決できない場合は専門家に頼るということではございまして。ただこれは非公開で駄目だということではなく別要綱で非公開の規定も定めることを含むということなんです。</p>
14 番 委 員	<p>そういうことではありません。質問にきちんと答えていただきたい。言っている意味は、組織検討会から上がってきて、事務局で作って、組織検討会にかけて「了」となったものを総会にかけている。総会にかけるときには決裁している。それを作り上げたのは事務局。それなら法律に明るいか暗いかということではない。●●●では専門家が見てこれで「了」としたと。何ら問題ないと。それを参考にして作り上げた。遠野市では何を考えて総務の方でできてきたのか分かりませんが。農業委員会は独立した行政機関ですから、決裁したことにより市で元来は話してこないものです。今までは。間違っているのはどっちだと。何か違うなと思います。</p>
議 長	<p>事務局の手落ちがあつたと。まあ、一連の流れでやっていますから、今後の改善余地ということで。今後はこのようなことのないように進めていきたいと思つています。</p>
29 番 委 員	<p>29 番です。この規則の内容についてはありませんが、私たちの任期と次の農業委員の募集の仕方、任期、農地最適化推進委員の募集等も示していただかないと。現農業委員の定数が減るわけで、その人たちが適正化推進委員に推薦されるのかということ</p>

	<p>についても分からない部分があるので、分かる範囲以内で教えていただきたいと思います。</p>
事務局 長	<p>その内容については協議第1号でも説明する予定ではありますが、募集につきましては11月の下旬と予定してございます。その期間に申し込んでくる、推薦されてくる、それを受けて選考委員会を開催しまして1月中には委員候補を決定します。3月定例議会に間に合うように決定します。3月の総会で委嘱をする予定でございます。</p>
29番 委員	<p>少し分かりかねるのですが、各町に人数割り当てですよね。それを決める機関がないですよね。その定めが何も無い中で、地域で誰を推薦したらいいのか戸惑いがあるのですが、その辺はどのようにお考えですか。</p>
事務局 長	<p>先ほど事務事業経過報告書でも会長の方からお話がありましたが、農家組合協議会の支部長さん方に集まっていたいて募集の件、推薦の件について説明申し上げたところです。その際に、各町の農業委員、最適化推進委員につきまして検討するということご理解いただいたところです。</p>
29番 委員	<p>皆さんにお聞きしたいのですが、●●ではそういうことは全然していません。他はどうですか。●●だけなら少し指導しなければならないのですが。</p>
事務局 長	<p>説明いたしましたのは20日です。その際に●●の支部長さんが欠席されました。それで副支部長さんに本日夕方その趣旨について説明してくる予定でございます。</p>
議 長	<p>休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開します。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【協議事項】 次に、協議第1号「農地利用最適化推進委員募集要項(案)について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>協議第1号、遠野市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項(案)でございます。</p> <p>まず、募集人数でございますが、26人。区域割については記載のとおりです。</p> <p>任期でございますが、農業委員会が委嘱した日、平成30年3月上旬予定から平成33年3月1日まで。</p> <p>身分は遠野市の特別職非常勤職員になります。</p> <p>職務内容につきましては、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等の業務に伴う現地での調査、指導等でございます。</p> <p>委員報酬は月額24,000以内。</p> <p>推薦を受ける者及び応募する者の資格としまして、(1)原則として市内に住所を有する者、(2)市の一般職の職員でない者、(3)満20歳以上である者、でございます。</p> <p>推薦及び応募の方法でございます。推薦申込書又は応募申込書に必要事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて郵送又は持参により遠野市農業委員会事務局まで提出してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください、という内容です。推薦、応募用紙につきましては様式1から様式3です。様式の入手方法に</p>

		<p>つきましてはホームページからのダウンロードほか各窓口にも備え付けております。ホームページについては記載のとおりです。添付書類は被推薦者又は応募者の住民票となっております。</p> <p>受付期間ですが、平成 29 年 11 月 7 日から平成 29 年 12 月 6 日まで。持参される場合は市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに。なお書類の提出期間は延長する場合がありますので、この場合はホームページ等により公表します。</p> <p>選定方法です。選考委員会を開催し提出された書類をもとに選定いたします。結果については、2 月上旬にホームページ等により公表するとともに結果通知文書を発送します。</p> <p>推薦及び応募に係る書類の提出及び問合せ先は、本庁舎、農業委員会事務局となっております。</p> <p>その他、受付期間の中間及び終了後に遠野市のホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。(1) から (6) まで記載しております。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。協議第 1 号「農地利用最適化推進委員募集要項（案）について」は提案のとおりとすることにいたします。</p>
議	長	<p>次に、協議第 2 号「平成 29 年度全国農業新聞後期普及推進計画について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長		<p>協議第 2 号、平成 29 年度全国農業新聞後期普及推進計画について、でございます。最初に 1 番、普及状況でございます。1 月から 10 月までの間に 8 部新規申し込みと 36 部中止がありまして、10 月までの購読部数は 298 部となっております。平成 29 年度の目標とした 343 部に対しあと 45 部という状況です。(2) に新規 8 部の普及状況を記載してございますが、「普及推進者なし」という項目は事務局に直接申し込みがあったものです。</p> <p>次に 2 番、後期普及推進について、でございます。10 月から 11 月を強化月間として、「農業委員 1 人 1 部普及拡大」の目標達成に向けて、引き続き委員さんをお願いするものでございます。本日、机の上に普及のための資料をお配りしております。ご活用お願いいたします。</p> <p>3 番といたしまして、1 月から 12 月まで、表彰に関する普及部数の決定に関して記載してございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。協議第 2 号「平成 29 年度全国農業新聞後期普及推進計画について」は提案のとおりとすることといたします。</p>
議	長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>事務局からありませんか。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>本日配布しております資料についてご説明いたします。</p> <p>A 4 の 2 枚ものですが平成 29 年度農地相談会実施要項について、でございます。11 月 1 日から 8 日まで 5 日間、地区に出向いて説明会を行います。目的は出張開催をして、農家の利便に寄与して、地域における農地利用最適化の推進を図るということです。</p> <p>会場は 1 日 2 地区ずつ、最終日は 1 地区。各地区センターと宮守総合支所です。時間は共通ですが午後 1 時半から 3 時半です。</p> <p>対応は、各地区の農業委員さんが相談対応で事務局職員がその補助につかさせていただきます。</p> <p>実施方法といたしまして、各会場に 12 時 45 分に集合していただきまして、それから会場準備をしていただいて 13 時 30 分からという流れでございます。こちらに例としてレイアウトを示しております。こちらを参考にさせていただきたいと思っております。受け付け番号札を取っていただいて受付表に記入、待合席でお待ちいただきます。事務局でもチェックしますが、添付資料として受付表、手引き等付けております。農家台帳等、紙の資料等今回は準備しないこととします。</p> <p>より多くの農家の方の悩みや疑問に答えるということを目指しまして、中間管理機構の制度の PR もしていきたいと思っております。具体的な対応は、その場で解決しない場合持ち帰って対応、又は農業委員会の窓口においでくださいと伝えるという形をお願いいたします。</p> <p>相談受付表は農業委員会の方で集約して整理して、個別に委員さんをお願いをするなどして解決をしていきたいと思っております。農地相談全体の結果も集約してお配りいたします。</p> <p>封筒の中に入っている毎月の報告書についてですけれども、今回変更になっている部分がございます。10 月分から移動されている時間も加算することになりました。総会の時間が 2 時間で片道 30 分なら 3 時間と捉えていただければと思います。9 月 21 日に通知がありましたので以前の部分につきましては調整をさせていただきたいと思っております。</p> <p>ここまでが活動報告書についての説明です。3 つ目ですけれども、10 月 31 日の研修会、11 月 10 日に岩手県農業委員会大会がございますけれども、それにお申込みいただいた方に市のマイクロバスの乗降場所等資料をまとめて配布してございますのでご覧になっていただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>14 番委員</p>	<p>農地関係の実施方法について説明いただきましたが、持ち帰りというのはいかがなのですか。私たちは農業委員ですよ。農地法に関わる専門官ですよ。できるだけその場で即答できるような方法で、持ち寄って、解答できるように頑張らなければならないと思いますので。前にありましたよ。他市町村で持ち帰ることについて批判があったことが。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、分かりました。できるだけ持ち帰りはないようにその場で解答できるようにしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。その他皆さんの方から質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもって、第 104 回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。</p> <p>午後 3 時 45 分閉会</p>

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番_____

同 番_____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____